

茨城県内科学会会則

【名 称】

第1条 本会は茨城県内科学会と称する。

【目 的】

第2条 本会は茨城県内の内科医師の学術、診療の交流・振興をはかり、医療の進歩に資することを目的とする。

【事 業】

第3条 本会は前条の目的を達成するために学術集会、講演会等を開催する。

【会員の資格】

第4条 本会の会員は、茨城県に在住または勤務する内科医師とする。

【役 員】

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 幹事 若干名
4. 監事 1名

【役員の委任、選出】

第6条 幹事は会員からの自薦、他薦で選出する。

2. 会長は幹事の互選による。
3. 副会長、監事は幹事の中から会長が指名する。
4. 会長は会員の中から若干名の幹事を追加指名することができる。

【役員の任期】

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

【会長、副会長、監事】

第8条 会長は本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
3. 監事は本会の会計を監査する。

【幹事会】

第9条 幹事会は会長、副会長、幹事をもって構成し、会の活動を推進する。

2. 幹事会は学会、講演会などの集会を企画する。
3. 定例幹事会は原則として学術集会開催時に開催する。
4. 会議は会長が招集し運営する。

【学術集会】

第10条 本会は年3回の学術集会を開催する。

2. 学術集会の演者は招待講演を除き、本会会員であることとする。
3. 学術集会の共同演者は、本会会員であることを原則とする。

【運営費】

第11条 本会の運営の費用は、県医師会補助金および施設会費をもって当てる。

【決算および監査】

第12条 本会の会計は毎年3月31日までに決算し、監事の監査を受けなければならない。

【会計年度】

第13条 本会会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

【事務局】

第14条 事務局は土浦協同病院内に置く。

【優秀演題賞】

第15条 会長は優秀演題賞を設けることができる。

【会則の変更】

第16条 会則の変更は幹事会で討議決定する。

【その他】

第17条 この会則に定めるものの他、本会の運営に必要な事項は幹事会の議を経て会長が決定する。

【附 則】

この会則は平成16年11月 7日より施行する。

この会則は令和 4年 4月 1日より施行する。

茨城県内科学会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は茨城県内科学会の発展に優れた功績が認められた者を表彰することを目的とする。

(種類)

第2条 表彰の種類は以下のとおりとする。

- (1) 茨城県内科学会優秀演題賞
- (2) その他

(表彰対象)

第3条 以下の学会会員に授与する。

- (1) 優秀演題賞 各開催回の学会において、内科的医療・学術の発展・向上が期待される優れた演題発表を行った者

(表彰要件)

第4条 表彰要件は以下のとおりとする。

- (1) 優秀演題賞 会員歴、年齢は問わず、推薦開催回の学会において演題発表を行い、過去本規程に基づく同種の表彰を受けていないこと。

(表彰者数)

第5条 表彰者数は以下のとおりとする。

- (1) 優秀演題賞 若干名

(表彰選考委員)

第6条 選考委員は以下のとおりとする。

- (1) 優秀演題賞 推薦開催回の当番幹事が委員長となり、委員を指名する。

(表彰者の決定)

第7条 表彰者の決定は以下のとおりとする。

- (1) 優秀演題賞 選考委員が演題発表抄録から候補を選定し、演題発表後に審査し決定する。

(表彰の実施)

第8条 表彰は推薦開催回の学会で行う。賞状と副賞を会長が授与する。

(雑則)

第9条 本規程を実施する上で必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は幹事会の決議によって行われる。

附則

この規程は令和4年4月1日から施行する。

優秀演題賞実施細則

（目的）

第 1 条 この細則は茨城県内科学会表彰規程 第 10 条に基づき、表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（選考委員）

第 2 条 推薦開催回の当番幹事が、その回の座長を指名する。

（表彰者の決定）

第 3 条 推薦開催回の座長が担当セッションから 1 演題を目安に優秀演題候補を選出し、当番幹事が審査・決定する。

（表彰の実施）

第 4 条 表彰状、副賞は学会経費により準備し、会長が授与する。

（副賞等）

第 5 条 優秀演題には副賞を贈呈し、茨城県医師会報などへの論文化を推奨する。副賞はギフト券 1 万円相当とする。

（公表）

第 6 条 被表彰者は、推薦開催回の学会の閉会前に当番幹事が発表し、学会ホームページに公表する。

附則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。